
シンポジウム「群馬県の温泉」

国 の 温 泉 行 政

環境庁自然保護局施設整備課

正 木 清 郎

Administral View on Hot Spa in Japan

Seiro MASAKI

Environmental Agency, Recreational Facilities Division

1. はじめに

温泉法は温泉を保護しその利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和23年に制定されました。

御承知のとおり制定時は厚生省が所管しておりましたが、昭和46年7月に環境庁が発足し、それに伴い温泉法は環境庁が所管することになりました。

温泉法の目的である温泉の保護とは、いまだ採取されない温泉、すなわち温泉源を保護し、温泉の枯渇、ゆう出量の減少、成分の変化、温度の低下等を防止することであり、温泉の利用の適正を図ることとは、浴用、飲用等のいわゆる厚生の利用の適正を確保するため公衆衛生上有害な温泉を規制するとともに公共の利用の増進を図ることであり、この目的に添って各種の施策を講じているところであります。

近年は、高齢化社会が進行し、同時に国民の自然志向・健康志向が強まり、温泉利用も歓楽的なものから健康志向へ変化してきており、温泉の成分の効能を享受し、保養、休養に役立つよう温泉行政を推進していく必要があると考えております。

2. 温泉の現状

まず温泉の現状でございますが、昭和61年度末で温泉地は2,155ヶ所で10年前と比較いたしますと167ヶ所の増加になっております。この温泉地数は宿泊施設のある場所を計上したものであり、北海道の196ヶ所が最も多く、以下長野県、青森県の順になっております。

次に、温泉所在市町村数は1,574市町村で10年前より188市町村の増加でございます。昭和62年4月現在の全国市町村数は3,252市町村であり温泉所在市町村は全市町村の48.4%を占めております。

次に、未利用源泉を含む源泉総数は20,759本で10年前と比較いたしますと3,026本17%の増加

となっております。そのうち利用されている源泉でみえますと14,595本であり、10年前と比較いたしますと1,015本7.5%の増加となっております。利用されている源泉のうち、自噴泉は5,098本と10年前と比較いたしますと120本2.3%減少しており、かつ利用源泉に占める自噴泉の割合は10年前が38.4%であったものが61年度では34.9%と3.5%減少しております。自噴泉の占める割合が50%以下になったのは昭和42年度であり、その後も低下傾向が続いております。又、1自噴泉当りのゆう出量も59年度をピークに減少のきざしを見せており、今後が気になるところであります。

源泉総数が最も多いのは大分県の4,231本であり、以下鹿児島県、静岡県の順になっております。

次に、泉温についてみますと、42℃以上の源泉は10,842本で10年前と比較いたしますと793本7.9%の増加となっておりますが、これは源泉数の増によるものであり、源泉の全体に占める割合は10年前が56.7%であったものが昭和61年度では52.2%と4.5%減少しており、これも気になるところであります。42℃以上の源泉数が最も多いのは大分県の3,242本であり、全国の29.9%を占めます。以下鹿児島県、北海道の順になっております。

次に、ゆう出量についてみますと、総ゆう出量は毎分1,901トンであり、10年前と比較いたしますと391トン25.9%増加しておりますが、この増加は動力の増による影響が多いと考えられ、過剰湯の心配があり、今後益々温泉の保護の必要性が高まってくると思っております。

ゆう出量が最も多いのは北海道であり、全国の12.3%を占めます。以下大分県9.9%、鹿児島県9.4%の順になっております。

次に、温泉地における宿泊施設数は昭和61年度末現在で15,413軒であり、10年前の51年度末の14,593軒に比較いたしますと820軒の増加となっており、率にしますと約5.6%の増です。

全宿泊施設の収容定員は1,105,928人で10年前と比較いたしますと定員で117,681人の増、率で約11.9%の増です。

10年前と比較した宿泊施設数ののびが約5.6%にもかかわらず、収容定員ののびが約11.9%とのびているのは収容定員の多い旅館、ホテル等が新築されたか、既存の旅館等が増築されたものと推察しております。

温泉地の宿泊利用者についてみますと、昭和61年度は1億2,178万8千人であり、昨年の1億1,389万人に対し789万人の増で、率にしまして約6.9%の増となっております。これは過去のピークでありました昭和48年度の1億2,146万3千人を32万4千人上回っており、昭和32年度からの記録に残っている限り最高の数字となっております。増加傾向は昭和56年度から続いております。

後ほど説明致しますが、環境庁長官が保養、休養に適した温泉地として指定している国民保養温泉地についてみます。国民保養温泉地は10年前と現在では温泉地数が増えておりますので比較できませんが、昭和61年度の宿泊利用者は1,226万4千人で前年度の1,132万人に対し94万5千人の増で、率にして約8.4%の増となっております。

保養温泉地の伸び率が60年度8.8%、61年度8.4%と全国の伸び率の2.5%、6.9%を連続して上回ったのは、国民の温泉利用が歓乐的なものから健康志向へと変化してきていることの一つの裏づけではないかと考えております。

宿泊利用者の最も多いのは静岡県の1,730万人(全国の14.2%)であり、北海道の932万人、群馬県の781万人、大分県699万人、長野県682万人と続き、以下栃木県、石川県、神奈川県、福島県、山形県の順になっております。

次に、温泉法に基づき昭和62年に都道府県知事等が行った行政処分件数は、新規掘さく846件、

増掘59件、動力装置443件、他方温泉の利用については浴用1,791件、飲用124件が許可されている。この許可件数は、ここ数年同様の傾向をみせているが、飲用の許可件数は昭和59年に比較し、昭和60年度に大幅に増加した。

3. 国民保養温泉地

次に、先ほど申しあげました国民保養温泉地についてご説明致します。国民保養温泉地は、温泉法第14条により温泉の公共的利用の増進を図るため環境庁長官が温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として指定するものであり、昭和29年から指定が始められ、現在76ヵ所84市町村に及んでおります。最も新しい保養温泉地は、本年7月1日に指定された北海道の「ながぬま温泉」でございます。同温泉地は、札幌市の東側30km程の夕張郡長沼町にございまして、面積は30.98haと比較的狭いながら、豊富な湯量と景観に恵まれた温泉地でございます。国民保養地の選定条件としては

(1) 温泉に関する条件として

ア 泉効が顕著であること。

イ 湧出量が豊富であること。

(2) 環境に関する条件として

ア 付近一帯の景観が佳良であること。

イ 環境衛生条件が良好であること。

ウ 温泉気候学的に休養地に適していること。

エ 医療施設及び休養施設を有するか、又は将来設置し得ること。

オ 交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性があること。

カ 災害に対して安全であること。

キ 医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。

などであるが、なによりも大事なことは、地元の市町村、温泉旅館の経営者等が歓楽的な温泉地づくりを旨とするのではなく、国民の健康に役立つ、保養、休養に適した温泉地づくりに積極的に取り組んでいくことが重要であります。

これらの条件を満たしておれば、今後とも指定していく方針であります。

また、昭和56年度からは、これら国民保養温泉地のうちから、温泉の有する保健的効能を積極的に活用した温泉地を育成するために国民保健温泉地を選定し施設整備に補助を行っております。

整備の対象は温泉センター、屋外飲泉施設、自炊棟、歩道、園地、運動施設であるが、その中核をなすものは温泉センターであり、医療機関等の協力を得て皆様の健康づくりにお役に立てるよう努力しております。

具体的に申しあげますと、昭和56年度に第I期分として、群馬県四万温泉、新潟県栃尾又・駒の湯温泉、長野県丸子温泉郷、岐阜県白川郷平瀬温泉、山口県依山温泉、大分県湯布院温泉、熊本県湯の鶴温泉の7温泉地を指定し昭和56年度から昭和60年度の5ヵ年で各種施設の整備を実施し、II期分として昭和61年度に北海道芦別温泉、岩手県須川・真湯温泉、山形県基点温泉、長野県美ヶ原温泉、奈良県十津川温泉郷、和歌山県熊野本宮温泉郷、大分県鉄輪・明礬・柴石温泉の7温泉地を選定し昭和61年度から整備を開始し、昭和65年度まで実施することとしている。

事業費の負担割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3である。

4. 温泉と地熱開発

次に、地熱開発の関係ですが、エネルギー開発のために昭和55年5月に法律が制定されております。法律の名称は「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」であり、第1条に目的が規定されております。第1条では「この法律は、石油代替エネルギーの開発及び導入を総合的に進めるために必要な措置を講ずることにより、我が国経済の石油に対する依存度の軽減を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とあります。

これは、エネルギー源を輸入石油から原子力、石炭など多様化させることにより、輸入石油依存率を縮小しようとするものであります。そのため総エネルギー供給量の中でごくわずかである地熱発電を開発しようとするものである。

この法律の規定に基づき昭和58年11月公表されている石油代替エネルギーの供給目標によりますと地熱発電による昭和70年度における供給目標は170万kwとなっております。

現在の地熱による発電は約215,000kwですので、この供給目標どおり計画が実行されますと現行の約8倍程度の開発が必要になってまいります。

地熱開発が国の重要施策として進められているにしても、温泉は有限で極めて貴重であるが資源として有限であるという認識に立つとき、その開発には慎重な対応が必要となってまいります。

環境庁としては、地熱開発について次のような見解をかねてから示しております。

- (1) 自然環境保全の観点からは、地熱発電の開発が大規模な工作物等の建設を伴うことなどから、国立公園等における風致景観との調和が極めて困難という問題があり、このため地熱発電所の立地の選定にあたっては国立・国定公園の特別地域をはじめとする自然環境保全上重要な地域は避けるべきであるとしている。
- (2) 温泉の保護の面からは、地熱開発の立地によっては既存の温泉に多大の影響を与えることも懸念されることから、既存の温泉に影響を与えることがあってはならない。

という立場に従来から立って、掘さくの許可権限を有する都道府県知事に対して、温泉審議会において十分な審議を行うなど、地元での十分な調整を行い慎重に対処するよう指導を行ってきているところである。

5. 温泉に関する研究

環境庁では、従来から温泉行政に資する目的で温泉に関する各種研究を外部委託により実施してまいりましたが、昭和63年度からは「温泉の医治効能等に関する研究」を行ってまいります。

近年、高齢化社会が進展し、また国民の自然志向・健康志向が強まるとともに温泉についても、その医治効能に着目した利用が増加しており、この傾向は今後も継続していくと考えられます。

環境庁では、温泉の適正な利用を図るために「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」並びに「温泉の適応症決定基準」を示しております。現在使われているこれらの基準は、昭和41年度に行われた「温泉の泉質別適応症及び禁忌症に関する研究」に基づくものであります。当時から現在までに日本温泉気候物理学会会員等により治療・研究が進められており、かなりの医学的知見が蓄積されており、これらのデータを中心に収集分析していこうとするものです。

温泉の適正利用を推進していく上で、まず近代医学に基づいた適応症を定めることが重要であり、3ヶ年計画により温泉の成分による医治効能を研究するとともに、医治効能を十分に発揮させるための諸条件についても併せて研究するものです。

6. 温泉関係者表彰

環境庁では、毎年7月10日の温泉法公布の日に、温泉関係功労者に対し環境庁長官表彰を実施している。

本表彰制度は、昭和57年度から設けられ63年度で第7回を迎えたところでありますが、表彰の対象は

- (1) 多年にわたり温泉の保護及びその適正利用に関し啓蒙普及活動を行い、顕著な功績があった方。
- (2) 温泉の保護及びその適正利用に関する学術研究に従事し、又は研究開発を行い、顕著な功績があった方。
- (3) 温泉行政の推進に顕著な功績があった方となっております。

昭和63年度も7月12日に5名の方々を環境庁長官が表彰いたしました。

あおきつねたろう 山形県温泉審議会委員
青木庸太郎

かけがわ かずお 長野県温泉審議会委員
掛川 一夫

さいとうきくじろう 温泉療法医学会会長
斉藤幾久次郎

やぎやたろう 福井県温泉審議会委員
八木彌太郎

やまね やすひろ 千葉大学教授
山根 靖弘

であります。

7. 温泉療法医

日本温泉気候物理医学会が行っている「温泉療法医」の認定制度は、一般の医師に対し、温泉治療学の啓蒙を図るとともに、数多い温泉療養者に対する一応の療養指導を行い得る医師の教育とその認定を目的とするものである。温泉療法医の認定条件は(1)日本温泉気候物理医学会会員歴3年以上である者であって、(2)温泉療法医教育研修会の全課程を修了した者で、認定委員会によって認定された者となっており、昭和63年6月現在全国で306名が認定されているところである。

国民の保健、休養に適した温泉地においては、温泉療法医が適正な温泉利用にあたり医学的な立場から健康管理について指導にあたられることが最も望ましいと考えており、また期待しているところである。

環境庁としては、国民の保健、休養に優れた効果のある温泉地として長官が指定した国民保養温泉地にある病院、開業医の先生方においては積極的に温泉療法医の資格をとって頂き、協力して頂くよう今後お願いすることを考えております。

以上、最近の温泉行政についてご説明致しましたが、最後に、温泉関係者の皆様をはじめ、国民各位が、温泉行政に対して一層の御理解と御支援を賜りますことをお願い致します。